

申し合わせ事項 「請願書のオンライン提出方法について」(案)

令和六年五月 日 決定(議会運営委員会)

請願書の提出等について、文京区議会会議規則(昭和三十一年十一月文京区議会議決。以下「会議規則」という。)第百十六条の二により電子メールを使用する方法は、次のとおりとする。

(請願者から紹介議員への提出)

一 請願者は、電子メールにより請願書を紹介議員全員に提出する。

なお、紹介議員が複数いる場合は、請願書を区議会事務局に提出する議員(以下「提出紹介議員」という。)を指定し、紹介議員全員に伝える。

(提出紹介議員から区議会事務局への提出)

二 提出紹介議員は、電子メールにより請願書を区議会事務局に提出する。

なお、提出に当たっては、区議会事務局に届け出ている電子メールアドレスを使用する。

(請願者及び紹介議員の署名等)

三 一及び二の規定により提出する請願書について、請願者及び紹介議員の署名又は記名押印を不要とする。

(請願書の受理)

四 議長は、二の規定により提出された請願書について、会議規則第八十二条に規定する記載事項に不備がない場合、請願書を受理することとする。

(請願書の結果通知)

五 本規定により提出された請願書の結果通知は、会議規則第八十七条第二項の規定により、請願者に郵送で通知する。